

2018年8月10日

お客さま各位

株式会社 北海道銀行

「道銀 VISA カード Kitaca」発行終了に伴う「道銀 VISA カード Kitaca」、  
「道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca」をご利用のお客さまへのお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

北海道銀行で取扱う「道銀 VISA カード Kitaca」は2018年8月31日（金）をもって道銀カード(株)による発行を終了する運びとなりました。

つきましては、「道銀 VISA カード Kitaca」または「道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca」をお持ちのお客さまに、今後の手続等につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

また、「道銀 VISA カード Kitaca」発行終了に伴い「道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca（道銀 VISA）」規定の一部を改定いたします。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

※「道銀 VISA カード Kitaca」とは、「VISA クレジットカード」+「Kitaca」機能が付いたカードです。

※「道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca」とは、「道銀キャッシュカード」+「VISA クレジットカード」+「Kitaca」の機能が付いたカードです。

※「道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca」をお持ちのお客さまは、これまでどおりご利用いただけます。

## 記

### 1. 「道銀 VISA カード Kitaca」をお持ちのお客さま

#### (1) カード発行のお取扱いについて

カード発行区分	終了期限
カード再発行 (紛失・盗難、破損・磁気不良、 暗証番号変更、氏名変更等)	<b>2018年8月31日お申込み分をもって終了</b>
更新カード発行 (自動発行)	<b>2018年9月有効期限分の更新発行をもって終了</b>

#### (2) カードご利用期限について

カードご利用の最終期限は**2019年3月29日17:00**までとなります。

※お客さまのカード有効期限や各機能によってお取扱いが異なりますので、詳細は下記道銀カード(株)ホームページをご確認ください。

#### (3) クレジットカードのご利用継続をご希望される場合

クレジットカードの切替のお手続が必要となります。詳細については、下記の道銀カード(株)ホームページをご確認ください。

道銀カード(株)ホームページ【URL】<http://www.dogincard.co.jp/index.htm>

## 2. 「道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca」をお持ちのお客さま

これまでどおりご利用いただけます。

なお、お持ちのカードを「キャッシュカード」と「道銀 VISA カード Kitaca」へ分離する手続きにつきましては、2018年8月31日（金）をもちまして受付を終了とさせていただきます。

## 3. 「道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca（道銀 VISA）」規定の一部改定

今回の「道銀 VISA カード Kitaca」の発行終了に伴いまして、「道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca（道銀 VISA）」の規定を下記のとおり変更させていただきます。

（改訂日：2018年9月1日（土））

※改定後の規定は改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用とさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

- ・お取引店舗またはお近くの当行窓口
- ・道銀カード(株)営業部（企画担当）

電話番号 011-241-1773 【受付時間：平日 9：00～17：00（土・日・祝休）】

### 【規定の改定内容】

改定前（2018年8月31日まで）	改定後（2018年9月1日から）
<p>10 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の機能分離等】</p> <p>(1)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca について次のことを行う場合には、当行に所定の書面により申込または届出を行うものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって会員規約に定める申込または届出があったものとします。なお、この場合、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca を分離するか、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の機能の一部または全部が利用できなくなります。また、下記①、③、④、⑥、および⑦の場合、kitaca の機能が利用できなくなります。</p> <p>①道銀キャッシュ・クレジットカード</p>	<p>10 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の機能分離等】</p> <p>(1)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca について次のことを行う場合には、当行に所定の書面により申込または届出を行うものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって会員規約に定める申込または届出があったものとします。なお、この場合、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca を分離するか、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の機能の一部または全部が利用できなくなります。また、下記①から⑤の場合、kitaca の機能が利用できなくなります。</p> <p>①道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca のキャッシュカード機能とク</p>

Kitaca のキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離したうえで Kitaca 機能の利用をとりやめ、キャッシュカード（普通預金）と道銀 VISA カードの発行を希望する場合

②道銀キャッシュ・クレジットカード

Kitaca のキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード（普通預金）と道銀 VISA カード Kitaca の発行を希望する場合

③道銀キャッシュ・クレジットカード

Kitaca のキャッシュカード機能および Kitaca 機能の利用をとりやめ、道銀 VISA カードの発行を希望する場合

④道銀キャッシュ・クレジットカード

Kitaca の Kitaca 機能の利用をとりやめ、道銀キャッシュ・クレジットカードの発行を希望する場合

⑤道銀キャッシュ・クレジットカード

Kitaca のキャッシュカード機能の利用をとりやめ、道銀 VISA カード Kitaca の発行を希望する場合

⑥道銀キャッシュ・クレジットカード

Kitaca のクレジットカード機能の利用をとりやめ、キャッシュカード（普通預金）の発行を希望する場合

⑦道銀キャッシュ・クレジットカード

Kitaca のキャッシュカード機能、クレジットカード機能の利用をとりやめる場合

⑧決済口座を解約する場合

(2)前記(1)の場合、新たにキャッシュカード（普通預金）または道銀 VISA カードまたは道銀 VISA カード Kitaca または道銀キャッシュ・クレジットカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能、クレジットカード機能および Kitaca 機能を利用できなくなります。これが伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。

クレジットカード機能を分離したうえで Kitaca 機能の利用をとりやめ、キャッシュカード（普通預金）と道銀 VISA カードの発行を希望する場合

②道銀キャッシュ・クレジットカード

Kitaca のキャッシュカード機能および Kitaca 機能の利用をとりやめ、道銀 VISA カードの発行を希望する場合

③道銀キャッシュ・クレジットカード

Kitaca の Kitaca 機能の利用をとりやめ、道銀キャッシュ・クレジットカードの発行を希望する場合

④道銀キャッシュ・クレジットカード

Kitaca のクレジットカード機能の利用をとりやめ、キャッシュカード（普通預金）の発行を希望する場合

⑤道銀キャッシュ・クレジットカード

Kitaca のキャッシュカード機能、クレジットカード機能の利用をとりやめる場合

⑥決済口座を解約する場合

(2)前記(1)の場合、Kitaca 機能を利用できなくなり、加えて新たにキャッシュカード（普通預金）または道銀 VISA カードまたは道銀キャッシュ・クレジットカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これが伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。

<p>(3)前記(1)の①、②、⑥については、利用者の申出に基づき当行がキャッシュカード(普通預金)を発行するものとします。</p>	<p>(3)前記(1)の①、④については、利用者の申出に基づき当行がキャッシュカード(普通預金)を発行するものとします。</p>
<p>(4) 前記(1)の①、②、③、⑤については、当社が審査のうえ、<u>道銀 VISA カード</u>については当社が、<u>道銀 VISA カード Kitaca</u>については当社および<u>JR 北海道</u>が承認した場合に<u>各々のカード</u>を発行するものとします。</p>	<p>(4) 前記(1)の①、②については、当社が審査のうえ承認した場合に<u>道銀 VISA カード</u>を発行するものとします。</p>
<p>(5)前記(1)の④については、当社が審査のうえ承認した場合に道銀キャッシュ・クレジットカードを発行するものとします。</p>	<p>(5)前記(1)の③については、当社が審査のうえ承認した場合に道銀キャッシュ・クレジットカードを発行するものとします。</p>
<p>(6) 前記(1)の⑧については、利用者が当社所定の方法により<u>道銀 VISA カード</u>または<u>道銀 VISA カード Kitaca</u>の発行申込をし、当社が審査のうえ承認した場合に道銀 VISA カード<u>または道銀 VISA カード Kitaca</u>を発行するものとします。</p>	<p>(6) 前記(1)の⑥については、利用者が当社所定の方法により道銀 VISA カードの発行申込をし、当社が審査のうえ承認した場合に道銀 VISA カードを発行するものとします。</p>
<p>13 【再発行手数料等】</p>	<p>13 【再発行手数料等】</p>
<p>(1)利用者は、・・・・(中略)・・・・届出があったものとみなします。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>(2)各社が、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の再発行または前記 10 に定める機能分離等に応じるときは、各社所定の手続きをした後に道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca、当行所定のカード、道銀 VISA カード、<u>道銀 VISA カード Kitaca</u>のうちいずれか一つを再発行または発行します。</p>	<p>(2)各社が、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca の再発行または前記 10 に定める機能分離等に応じるときは、各社所定の手続きをした後に道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca、当行所定のカード、道銀 VISA カードのうちいずれか一つを再発行または発行します。</p>
<p>(3)前記(2)に定めるカードが再発行または発行される場合には、利用者は、当行および当社所定の手数料を支払うものとします。</p>	<p>(変更なし)</p>

以 上